

ふくしまの消費生活

Vol. 8

2022年10月

発行／福島市消費生活センター

消費生活に関するニュース、福島市内で起きた契約トラブルやなりすまし詐欺、悪質商法の発生状況、製品安全に関する情報など、皆さんの生活に関わる話題を幅広くお知らせします。

スマホからトラブルに？

“ネットトラブル”にご注意を！

年代を問わず、インターネットを介した消費者トラブルが増加しています。



事例 1

お試しのつもりが定期購入に!?

SNSや動画投稿サイトに表示される広告を見てサプリメントや化粧品を購入。しかし、画面をスクロールすると「最低4か月以上の購入」「2回目からは通常価格」などの記載が！

アドバイス

- 通信販売は、クーリング・オフできません！定期購入ではないか、支払い総額や、解約・返品ができるのか注文前に確認を。
- 販売サイトの広告や最終確認画面のスクリーンショットを撮るなどし、申込内容を記録しておきましょう。

「お試し500円」のサブリを1回だけのつもりで注文したら、申し込んでいないのにまた同じ商品が届いた…。しかも1万円の請求！？どうして？



有料アイテム！
安いから課金しちゃおう！



事例 2

オンラインゲームでの「課金」が高額請求に！

無料ゲーム内で、レベルアップのためのアイテムを購入。「安いから」と課金を繰り返すうちに数十万円もの高額請求になることも！

アドバイス

- ネット利用、課金ルールを家族で話し合っておきましょう。
- 未成年者が成年と偽り、嘘の生年月日等を登録して購入すると、未成年契約取消権が使えないことも。
- クレジットカード情報の登録状況や利用限度額、キャリア決済の設定状況を確認し、暗証番号の管理を徹底しましょう。

事例 3

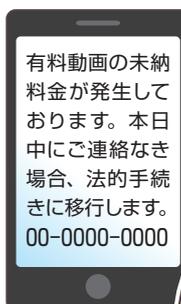
身に覚えのない料金を請求するSMS(ショートメッセージサービス)が届いた！

「法的手続きに移行します」などと不安をあおって利用していないサービスの料金を請求し、お金をだまし取る架空請求の手口です。実在する事業者をかたる場合もあります。

アドバイス

- SMSが届いても相手に身元が知られているわけではありません。焦って連絡すると個人情報知られてしまいます。決して連絡せず、無視しましょう。
- 架空請求か判断がつかない場合は、消費生活センターへご相談を。

有料動画？見た覚えはないけど…。何かの間違いでは？電話した方がいいかな…。



なりすまし詐欺にご注意ください!

令和4年1月～7月にかけて市内で20件、4,300万円もの詐欺被害が発生しています。昨年と比較すると約2倍の被害です。お金の話が出たら電話を切って、当事者に確認しましょう。

	令和4年 1～7月	令和3年 1～7月	令和2年 1～7月
件数(件)	20	10	28
被害額(万円)	4,300	2,254	3,329

その電話、本当に家族からですか? 元の電話番号に電話して確認を!



ATMの操作で還付金を受け取ることは絶対にできません!

「私は大丈夫」は禁物!日頃から警戒しましょう。



なりすまし詐欺は一本の電話から始まります。相手と会話しないことが一番の予防策です。常に留守番電話に設定する、迷惑電話防止機能を利用することが効果的です。市では、詐欺や悪質な勧誘電話に有効な機能付き電話機等の購入費を助成しています。

↑詳しくは市ホームページをご覧ください、消費生活センターへお問い合わせください



この電話は、振り込め詐欺などの被害防止のため、通話内容が録音されます。

はじめませんか?

エシカル消費



エシカル消費とは、直訳すると「倫理的消費」。人や社会・地球環境・地域に配慮した消費行動のことです。ひとりひとりの行動が「地球」の未来を変えます!できることから始めてみましょう。

例えば:

環境に優しい消費

- ・自然エネルギーを利用
- ・食品ロスを減らす購入
- ・グリーン購入

人や社会に優しい消費

- ・フェアトレード商品の購入
- ・福祉施設で作られた製品の購入
- ・寄付付き商品の購入

地域に優しい消費

- ・地産地消
- ・地元商店での買い物
- ・伝統工芸品の購入

お買物の参考に ~エシカル消費につながる商品の認証ラベルの一例~



FSC認証

適切に管理された森林からの木材や、適格だと認められたリサイクル資源から作られた商品に付けられるマークです。



国際フェアトレード認証

開発途上国の原料や製品が公平な条件で取引されていること等を認証する制度です。



MSC
「海のエコラベル」

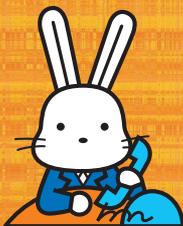
水産資源や環境に配慮した持続可能な漁業で獲られた天然の水産物に付けられるラベルです。



消費者ホットライン「188」をご利用ください!

お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口につながります。消費者トラブルでお困りのときは、一人で悩まずに、消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。

いやや!
188



| お問い合わせ先 | 福島市 消費生活センター

相談専用 ☎522-5999 その他 ☎525-3774

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
(祝休日・12/29～1/3を除く)



オンラインによる
相談申込みは
↓こちらから↓

